

第3次日進市男女平等推進プラン中間見直しについて

1 計画の位置づけ及び内容

計画名	第3次日進市男女平等推進プラン
根拠規定	男女共同参画社会基本法第9条
内容	<p>(地方公共団体の責務)</p> <p><u>第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</u></p> <p>(都道府県男女共同参画計画等)</p> <p>第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p><u>3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。</u></p> <p>4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>
過去の策定状況	<p>平成11年度～平成22年度 第1次日進市男女平等推進プラン</p> <p>平成23年度～令和2年度 第2次日進市男女平等推進プラン 平成27年度に中間見直し</p> <p>令和3年度～令和12年度 第3次日進市男女平等推進プラン</p>

2 中間見直しの趣旨

令和7年度末で現プランの計画期間の半分が終了することから、内容や施策について中間見直しを行うもの。

【 部分計画について 】

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第二条の3第3項に基づく市町村基本計画を兼ねる計画（現プラン基本目標V）

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第六条の2に基づく市町村推進計画を兼ねる計画（現プラン基本目標III）

【 今回の見直しで検討が必要な事項について 】

○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年6月23日施行）

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年4月1日施行）

3 計画期間

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
第3次日進市男女平等推進プラン									
前期									
				見直し	後期				

4 中間見直しの進め方について

○現プラン中間見直しにあたり、見直し業務を支援する事業者についてプロポーザル方式により選定する。

○見直し業務の内容

- ・男女共同平等に関する市民意識調査の調査票作成、入力・集計及び分析、課題の整理、プラン見直し版の骨子の作成
- ・委員会の資料作成

○市民参加等について

附属機関	日進市男女平等推進審議会 令和6年度、令和7年度 各4回程度
意識調査	男女平等に関する市民意識調査 対象：市民、実施時期：令和7年1月頃
パブリックコメント	実施時期：令和8年1月頃